

民間団体に対する国による財政的援助の現状(未定稿)

	相談・紹介	危機介入	付添い	自助グループ支援	広報啓発	研修等		一時保護	管理運営 設立支援
早期援助団体 (9団体)	都道府県警察費補助金(民間の犯罪被害者相談員に対する委嘱に要する経費)12,400万円の一部	都道府県警察費補助金(犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する委嘱に要する経費)2,000万円の一部			都道府県警察費補助金(民間被害者支援団体に対する広報啓発活動業務の委託に要する経費)5,900万円	都道府県警察費補助金(犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する委嘱に要する経費)2,000万円の一部	都道府県警察費補助金(民間の犯罪被害者相談員に対する委嘱に要する経費)12,400万円の一部		
早期援助団体の指定を目指す団体 (33団体)									
上記団体の傘組織 (全国ネット)1団体	-	-	-	-		国費(民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費)800万円		-	
DV民間シェルター	-	-	-	-	-	-	-	都道府県が支弁する一時保護の委託費用のうち1/2を国が負担(厚労省) 民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助のうち1/2を特別交付税措置(総務省)	
自助グループ	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の団体									

(注1)黄部分は民間団体援助として行われている既存の取組を、赤の網掛け部分は座長私案(H19.2.9現在)により重点的に援助することが必要又は適当とされたものを、青部分は民間団体からのヒアリング等により特に援助のニーズが高いものの、既存の取組でもカバーされず、座長私案でも言及されていないものを、それぞれ指す。

(注2)DV民間シェルターへの特別交付税措置については、地方公共団体によっては広報啓発・研修に係る経費の財政的援助も含まれる場合もある。